

佐賀県苗木施設整備事業補助金交付要綱

令和 2年 7月 1日付け林業第554号 制定
令和 3年 4月23日付け林業第151号 一部改正
令和 7年 4月11日付け林業第236号 一部改正

(趣旨)

第1条 知事は、優良な苗木の安定供給体制の確立を図るため、佐賀県山林種苗緑化協同組合（以下「補助事業者」という。）が別表1に掲げる事業に要する経費並びに、林業種苗法（昭和45年法律第89号）に基づき、佐賀県において林業種苗生産事業者登録を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）が別表1に掲げる事業に要する経費に対して補助事業者が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業の実施期間)

第2条 本事業の実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5箇年間とする。

(補助事業者及び間接補助事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金の補助事業者及び間接補助事業者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 補助事業者及び間接補助事業者は、前項の（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(事業計画の承認申請)

第5条 補助事業者は、当該事業を実施する前に事業計画承認申請書（様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 補助事業者は、別表 1 の重要な変更を行う場合においては、事業変更計画書（様式第 1－1）を作成し、第 7 条第 2 項に規定する補助金変更承認申請書（様式第 3 号）に添付するものとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 2 号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。
- 3 第 1 項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は 1 部とする。
- 4 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

（補助金の交付の条件）

第 7 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、別表 1 の重要な変更の欄に掲げる変更以外については、この限りではない。
- （3） 補助事業を行うため物品購入の契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年 10 月 9 日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として 2 人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一の随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。
- ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上 2 人以上の者から見積書を徴することができないとき。
- イ 一件の購入予定金額が 10 万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みがあるとき。
- （4） 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- （5） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （6） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類又は物件を保管しなければならない。

- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図ること。
- (8) 規則第22条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (9) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、同項(2)から(8)までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。この場合において、同項(3)から(9)及び佐賀県ローカル発注促進要領中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「佐賀県山林種苗緑化協同組合」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。
- ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- イ 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して、間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- ウ 間接補助事業者が、第3条の規定に該当することが判明したときは、前項イの規定を準用することがあること。
- エ 第12条の規定に準じた財産処分の制限を付すること。
- (10) 補助事業者は、間接補助事業者に付した条件により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (11) 補助事業者は、間接補助事業者が同項(9)により付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければならない。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の補助金変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(事業の着手)

第8条 事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けた後に行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

- 5 知事は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

（補助金の交付）

第10条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号及び第6号のとおりとする。

（生産状況の報告等）

第11条 補助事業者は、事業計画に定めた苗木生産目標に対する生産状況について、生産状況報告書（様式第8号）により、毎年度4月末日までに報告する。

- 2 生産状況報告の内容について、必要に応じて補助事業者に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して低調な場合（3箇年連続して達成率が70%未満）には、翌年度から起算して5年間、目標達成に向けて生産状況を知事へ報告するものとする。ただし、目標達成できた年度で、報告は終了とする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限をする期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。

（関係書類の整備）

第13条 補助事業者は、位置図、見積書、請求書、納品書、領収書、事業完了写真（様式4-2）、財産管理台帳（様式第9号）を整備しておくものとする。

（補 則）

第14条 この事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業区分	補助対象経費	事業主体	補助率	重要な変更
助成事業	補助事業者が間接補助事業者への補助に要する経費 ○苗畑施設整備 (ハウス、散水装置、獣害防止柵、苗生産機械器具、その他) ○生産資材 (コンテナ容器、遮光ネット、培地、土壌消毒、肥料、その他)	林業種苗法（昭和45年法律第89号）に基づき、佐賀県において林業種苗生産事業者登録を受けた者。	補助事業者が間接補助事業者への補助に要する経費の10/10または、間接補助事業者が苗畑施設整備及び生産資材に要する経費の1/3のいずれか低い額	・事業の中止または廃止 ・補助金額の変更
推進事業	間接補助事業者との協議、事業計画・実施の調整、補助手続きに関する業務に要する経費 ○技術者給、謝金、旅費、需用費、役務費	佐賀県山林種苗緑化協同組合	助成事業の補助対象経費の10%を限度とする	・事業の中止または廃止 ・補助金額の変更

(様式第 1 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

計画申請者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業計画（変更）承認申請書

佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、計画書を添えて申請します。

(注) 添付資料

- 1 事業計画書（様式 1－1）は、別表 1 の事業区分が助成事業の内容について、間接補助事業者ごとに記載する。
- 2 現況写真（様式 1－2）
- 3 誓約書（様式 1－3）

(様式1－1)

〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業（変更）計画書

事業区分	
間接補助事業者名	
苗畑所在地	

1 事業目的と効果

--

2 苗木生産目標

単位：本

樹種	現状値 (〇〇年度)	1年目 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)	4年目 (〇〇年度)	5年目 (〇〇年度)

(注) 現状は前年度の本数、目標は5年後の本数を記載する。(例：現況R 1年度、目標R 6年度)

3 事業計画

苗畑施設整備 生産資材	数量	単価	補助事業に要す る経費 (A) + (B)	負担区分		導入時期	備 考
				補助金 (A)	その他 (B)		
						年 月	
						年 月	

※苗畑施設整備及び生産資材は、別表1の補助対象経費を参考に、記載すること。

※消費税を除いた金額を補助事業に要する経費（ただし、消費税免税業者又は簡易課税業者の場合は消費税を含む。）とし、補助金額は事業区分ごとに千円未満を切り捨てること。

※変更の場合は、二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

4 添付資料

(1) 位置図

(2) 見積書（2者以上）の写し

(3) 生産施設及び生産資材の構造、能力等が明らかとなるもの（図面、カタログ等）。

(様式 1－2)

現況写真

間接補助事業者名	
苗畑施設整備 生産資材	

【施行前】

周辺が分かる全景・詳細が分かる近景の写真を貼付ける

(様式1－3)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)及び(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

〇〇 年 月 日

佐賀県知事

様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日(昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、申請等に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

※間接補助事業者毎に作成すること

(様式第 2 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付申請書

〇〇 年度において、下記のとおり佐賀県苗畑施設整備事業を実施したいので、〇
〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業補助金 金 円を交付されるよう佐賀
県補助金等交付規則及び佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書
類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり

3 事業の成果

4 事業完了予定年月日 〇〇 年 月 日

5 収支予算 別紙 1 のとおり

(別紙 1)

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

事業区分	事業内容
助成事業	
推進事業	

(2) 経費の配分

(単位：円)

事業区分	補助事業に要する経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A)	その他 (B)	
助成事業				
推進事業				〇〇費 円 〇〇費 円
計				

※推進事業の経費の内訳は、備考欄に記載する。

2 収支予算 (収支精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額	備 考
補助金				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額	備 考
助成事業				
推進事業				
計				

(注) 変更承認申請は、変更前を上段に括弧書き、変更後を下段とする。

(様式第 3 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業補助金変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け林業第 号により、補助金交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業補助金について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり

3 事業完了予定年月日 〇〇 年 月 日

4 収支予算 別紙 1 のとおり

(注)

- 1 別紙 1 については、補助金交付申請書（様式第 2 号）に準じて作成し、変更前と変更後が比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載する。
- 2 事業変更計画書（様式 1－1）を添付すること。

(様式第 4 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業補助金実績報告書

〇〇 年 月 日付け林業第 号で交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 3 事業の成果
- 4 事業完了年月日 〇〇 年 月 日
- 5 収支予算 別紙 1 のとおり

(様式4－1)

成 工 確 認 報 告 書

〇〇 年 月 日に（間接補助事業者）の 年度佐賀県苗畑施設整備事業
の成工確認を実施しました。

〇〇 年 月 日

確 認 者

所 属

氏 名

佐賀県山林種苗緑化協同組合

(様式4－2)

事業完了写真

間接補助事業者名	
苗畑施設整備 生産資材	

【完了】

周辺が分かる全景・詳細が分かる近景の写真を貼付ける

生産資材において、事業完了写真では使用状況が分からない場合は、施工中写真を添付する。

(様式第 5 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け林業第 号で交付決定の通知があった〇〇
年度佐賀県苗畑施設整備事業補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等
交付規則及び佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳		
交 付 決 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円

金融機関
種 別
口座番号
口座名義

(注) 請求額計算書(別紙1)を添付すること。

概算払の場合の様式

(別紙 1)

請 求 額 計 算 書

事業区分	事業費	補助事業 に要する 経費	交付決定額 (補助金) A	既受領額 B		今回請求額 C		残額 A-(B+C)		事業完了 予定年月日	備 考
				金 額	出来高 B/A	金 額	月 日 まで予定 出 来 高 (B+C) /A	金 額	月 日 まで予定 出 来 高		
計											

(注) 出来高を確認できる資料を添付する。
必要に応じて現地確認を行う。

上記のとおり相違ないことを確認する。

〇〇 年 月 日

出来高確認者 佐賀県山林種苗緑化協同組合

職・氏名

(様式第 6 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け林業第 号で確定通知があった〇〇 年度佐賀
県苗畑施設整備事業補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則
及び佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

金融機関
種 別
口座番号
口座名義

精算払の場合の様式

(様式第 7 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇 年 月 日付け林業第 号で確定通知があった〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業補助金について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額
(〇〇 年 月 日付け林業第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 内訳資料を添付する。

(様式第 8 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県苗畑施設整備事業生産状況報告書

佐賀県苗畑施設整備事業補助金交付要綱第11条第 1 項の規定に基づき、報告します。

(注) 生産状況報告書(様式 8-1)を添付する。

(様式8―1)

生産状況報告書

報告日 ○○ 年 月 日

事業年度	
間接補助事業者名	
苗畑所在地	

1 事業実績

事業内容	
数量	

(注) 事業は、実績報告への記載内容と一致させる。

2 事業の効果

--

3 生産状況

苗木生産	目標 (本)	実績 (本)	達成率 (%)
事業年度 (○○年度)			
1 年目 (○○年度)			
2 年目 (○○年度)			
3 年目 (○○年度)			
4 年目 (○○年度)			
5 年目 (○○年度)			

4 改善方法等

理 由	改善方法

(注) 事業の目標に対して低調な場合 (3 箇年連続して事業目標の 70 %未満) は、その理由及び改善方法を記入する。

(様式第 9 号)

財 産 管 理 台 帳

間接補助事業者名

実施年度			〇〇 年度				補助金名			苗畑施設整備事業費補助金					
事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事 業 量	着 工 日 年 月 日	竣 工 日 年 月 日	事業費	補助事業 に要した 経費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年 月 日	処 分 の 内 容	
									補助金	その他					
合 計															

- (注) 1 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入する。
- 2 「処分の内容」の欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入する。
- 3 「摘要」の欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入する。
- 4 この様式により難しい場合には、処分「制限期間」欄及び「処分の状況」欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
- 5 工種構造施設区分は、実績報告への記載内容と一致させる。